

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社香美水道組合	代表者氏名	中沢 仁
主たる営業所の所在地	高知県香南市吉川町吉原751		
許可番号	高知県知事 (般-29) 第2075号	許可を受けている建設業の種類	土、建、大、と、石、 屋、電、管、夕、鋼、 舗、しゅ、内、機、 園、井、水、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和2年4月10日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第29条第1項第2号（同法第8条第11号該当）		
処分の内容			
<p>1 建設業法第29条第1項第2号（同法第8条第11号該当）に基づく許可の取消し</p> <p>2 取消しをする建設業</p> <p>土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、造園工事業、さく井工事業、水道施設工事業、解体工事業</p>			
処分の原因となった事実	許可要件の欠落		
<p>同社の役員が、道路交通法違反により高知地方裁判所において、懲役6月（執行猶予3年）の判決を受け、平成30年2月16日に刑が確定した。</p> <p>このことが、建設業法第29条第1項第2号の規定に該当する。</p>			
その他参考となる事項			